

# MaaSの普及に向けた関連制度の整理

国土交通省

総合政策局モビリティサービス推進課

令和元年10月25日

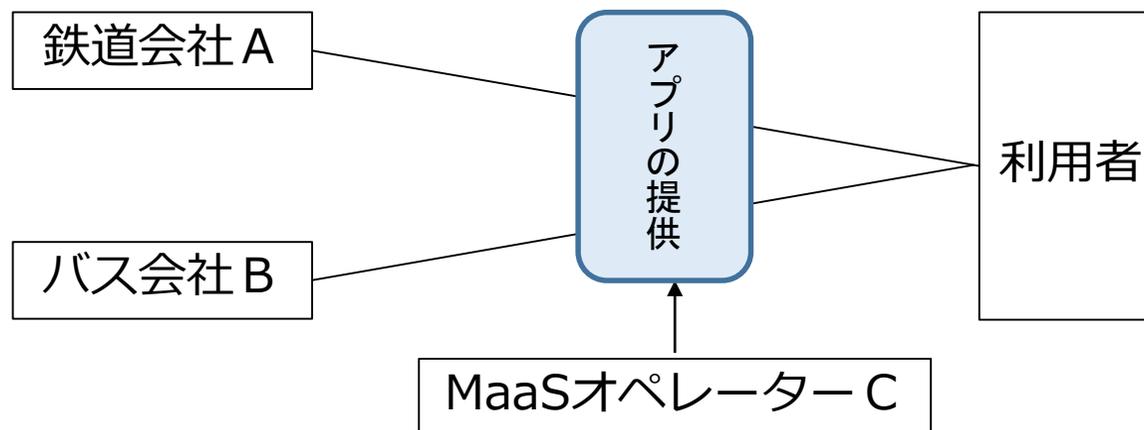
- MaaS（Mobility as a Service）に関する現状認識
  - 国内各地でハード・ソフトの準備が整えられ、多様なサービスの提供が始められつつある段階
- まずは、「新モビリティサービス推進事業」等の実証実験の成果を分析して、課題を整理することが必要
- そのうえで、
  - ①MaaS自体が目的ではなく、地域の移動の利便性向上のために地域ごとに異なる課題に応じた様々なMaaSのモデルを構築することが必要
  - ②MaaSに必要なデータ連携については「MaaS関連データ検討会」において、関係省庁も含めて議論し、一定の方向性をとりまとめることが急務
- 並行して、制度的な課題については類型ごとに整理し、必要な措置を講じておくことが必要

## 類型 1

- 運送契約が利用者と交通事業者との間で行われ、MaaSオペレーターはアプリの提供のみを行うようなサービスであって、アプリ上の予約確認画面に移行するまでに、利用者と交通事業者との間での取引となる旨が明確に表示されているなど利用者保護の観点からの措置がとられている場合。

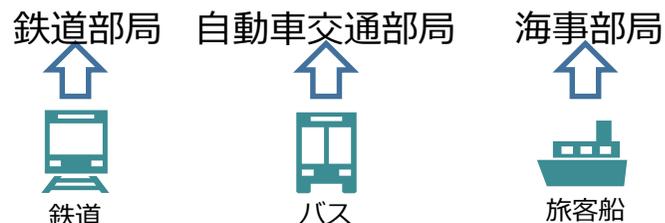


- 上記のように、旅行業に該当しないケースを整理し、通知により明確化する。



## 類型 2

- 鉄道事業者やバス事業者等がMaaSアプリを通じて、デジタルフリーパスのような商品を共同で企画乗車券として提供する場合、現状では、各モード毎（各事業法制毎）に実施運賃の届出を行うことが必要。



- 手続きのさらなる効率化を検討。

## 類型 3

- 旅行業者が提供する3日間フリーチケットを販売するケースのように、MaaSオペレーターがアプリで検索・予約・決済まで一括で行うサービス（価格を自ら決定）を提供し、交通事業者、関連サービス事業者、利用者等からの手数料の上乗せなどにより報酬を得る場合、旅行業法の第2条第4項に規定する「企画旅行契約」に該当する。

- 旅行業関連制度との関係の整理が必要。

